

○公的資金に関する工学院大学利益相反管理規程

(平成 23 年 3 月 7 日)

改正

(目的)

第 1 条 工学院大学(以下「本学」という。)は、その課されている教育・研究の使命に加え、社会貢献を大学の使命として、産学官連携活動等を積極的に推進している。その遂行にあたり、公的資金による研究を行う本学教職員が、教育・研究の使命との利益相反を懸念することなく産学官連携活動を適正に行える環境を整備し、その活動の健全かつ持続的な発展を期してこの規程を定める。

(対象事象)

第 2 条 公的資金による研究に伴う本規程の適用事象は次の通りとする。

- (1) 学校法人工学院大学以外の職を兼ねる場合
- (2) 教職員が自らの知的財産権を企業、他大学へ技術移転する場合
- (3) 共同研究や受託研究に参加する場合
- (4) 外部から教職員およびその親族等の者ら身分関係のある者、または、それらの者が運営する法人等への寄付金、設備・物品等の供与を受ける場合
- (5) 本学の別に定める規程によって認められる範囲の報酬、株式保有などの経済的利益を得る場合

(利益相反マネジメント委員会の設置)

第 3 条 利益相反に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項にあたる。

- (1) 利益相反マネジメントに関する細則等の制定および改廃に関すること
- (2) 利益相反による弊害の抑制、教職員の権利保護等に関すること
- (3) 利益相反マネジメントの個別対象に係る教職員に対する助言または指導に関すること
- (4) 利益相反マネジメントのための調査・啓発・情報公開に関すること
- (5) その他利益相反の客観性、公平性に関する判断に関して必要な事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 総合研究所所長

- (3) 学務部長
 - (4) 専門知識を有する学外有識者 1名
 - (5) その他学長が指名する委員 2名
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、前項の職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって議事を開き、議決することができる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる方法により、利益相反に関する調査を行う。

(1) 調査開始の条件

- (ア) 自己申告
- (イ) 委員会委員の意見
- (ウ) 学内教職員の通報
- (エ) 学外者の住所・氏名を明記した通報

(2) 調査の方法

- (ア) 委員会が指名する者によるヒアリング
- (イ) その他委員会が定めた方法

(委員会開催および改善通知)

第8条 第7条第1号の申告があったとき、および委員会が必要と認めるときは、委員会を開催し審議するものとする。

- 2 委員会で審議の結果、改善が必要と認めるときは、教職員にその理由および是正措置等を改善通知するものとする。

(異議申立て)

第9条 当該教職員は、第8条第2項に規定する改善通知に不服があるときには、委員会に異議を申立て、再度審議を要請することができる。

- 2 委員会は、前項の異議申立てがあったときには、再度審議するものとする。

3 委員会は、異議申立てに対する処置を決定し、当該教職員に結果を通知するものとする。

(改善通知の遵守)

第10条 委員会が第8条第2項の改善通知を行ったとき、あるいは第9条第3項の異議申し立てに関する再審査を行った結果を通知したときは、通知を受けた教職員は通知された内容に従うものとする。

2 委員会は、利益相反の遵守状況を把握し、必要な場合は学長に報告する。

(利益相反アドバイザー)

第11条 利益相反について教職員から個別相談に応ずるため、利益相反アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置く。

2 アドバイザーは、委員会委員が兼務する。ただし委員長が必要と認めるときは、外部専門家をアドバイザーとして委嘱することができる。

(秘密保持)

第12条 この規程に規定する委員会の委員、委員会に出席を求められた者及び委員会の事務に携わる者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(事務)

第13条 利益相反マネジメントに関する事務は、総合研究所研究推進課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、必要に応じて委員会が別に定める。

2 この規程の改廃は、教授総会で決定する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。